一　2～4　5　（略）

	(一)	(二)	(三)～(十一)
(い)	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	（略）
(ろ)	第一項の表三から表五まで（表五の(二)項にあつては、令第六十二条の八ただし書に係るものを除く。）に掲げる図書	第一項の表三から表五まで及び前項の表二(一)項及び(八)項を除く。）に掲げる図書（第一項の表五の(二)項にあつては令第六十二条の八ただし書に係るものを、前項の表二の(七)項にあつては給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	
(は)	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び同項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び同項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	
(に)	（略）	（略）	
(ほ)			

一　2～4　5　（略）

	(一)	(二)	(三)～(十一)
(い)	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	（略）
(ろ)	第一項の表三及び表四に掲げる図書	第一項の表三及び表四並びに前項の表二(一)項及び(八)項を除く。）に掲げる図書（前項の表二の(七)項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）に係るものを除く。）	
(は)	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	
(に)	（略）	（略）	
(ほ)			